

産業財産権取得補助金 よくあるご質問

No	Q	A
1	意匠権と商標権を出願予定だが、どちらも申請できるか。	両方の申請は不可です。いずれかを選んで申請してください。
2	商標で2区分出願予定だが2区分の費用が対象となるか。	対象となります。
3	更新費用も対象になるか。	対象外です。
4	令和6年度に本補助金を申請したが、特許庁の審査の都合により、令和7年度も継続で申請をするが、新たに異なる内容の産業財産権を出願する場合も申請できるのか。	継続分は当該年度の新たな申請にはカウントされませんので、申請できます。
5	商標権でマークと文字を出願する予定だが、どちらも対象となるか。	原則はどちらか1つで申請いただきます。ただし、保護される内容が同一で出願日も同一の場合には対象とする場合があるのでご相談ください。
6	特許権で異なる技術を2つ出願する予定だが、どちらも対象となるか。	内容が異なるため、どちらか1つで申請してください。
7	弁理士事務所に依頼したいため、弁理士を紹介してほしい。	申し訳ございませんが、区は公的機関のため、特定の弁理士を紹介する制度はございません。お手数ですがご自身で探してください。知財戦略に関するアドバイスであれば、区の専門家派遣で弁理士からのアドバイスを受けることは可能です（専門家派遣は紹介制度ではございません）。
8	経営革新計画を以前に取得して有効期間が切れてしまったが特例を活用できるか。	有効期間以内のものが対象となるため、期限切れの計画は対象外です。